

別紙3 備品、設備機器等に関する指定管理者の負担範囲

項目	費用負担	所有権
指定期間終了後も引き続き施設運営に必要な備品等	市	市
物販・飲食事業及びその他管理運営に係るもののうち、設置工事等が必要となる施設と一体的な設備機器等とみなされ、市の指定した施工業者が設置工事等を行うもの。ただし、厨房機器については基本的なものに限る。	市	市
物販・飲食事業、その他管理運営業務及び自主事業を行うにあたり指定管理者が必要とする備品等。	指定管理者	指定管理者
特殊な厨房機器等で指定管理者が設置工事等を行うもの。	指定管理者	指定管理者

※市の所有に属する備品が経年劣化等により管理運営業務の用に供することが出来なくなった場合は、当該備品と同様の機能及び価値を有するものの見積額が1件につき10万円未満のものについては指定管理料に当該経費が見込まれるものとし、指定管理者の負担で購入または調達するものとする。これにより購入または調達した備品の所有権は、その備品を市に寄付することにより市に帰属するものとする。